

舞鶴市居住促進住宅事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、舞鶴市への移住・定住を促進するため、移住希望者（子育て世帯に限る）が舞鶴市の風土や日常生活を体験するために居住する住宅を提供する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 市外に住所を有する者で、本市への移住（転勤又は婚姻による転入予定者を除く。）を検討している者をいう。
- (2) 子 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(胎児を含む。)をいう。
- (3) 子育て世帯 子が属する世帯をいう。
- (4) 居住促進住宅 本市が移住希望者に貸し付ける住宅及びその附帯施設並びにこれらの敷地をいう。

(名称及び位置)

第3条 居住促進住宅の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(借受資格)

第4条 居住促進住宅を借り受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住希望者であり、かつ子育て世帯であること。
- (2) 居住促進住宅の貸付料等を支払う能力を有する者であること。
- (3) 移住希望者又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 居住促進住宅の維持管理を適切に実施できる者であること。

(貸付期間)

第5条 居住促進住宅の貸付期間は、10年以内とする。

(居住促進住宅の借受申込み)

第6条 居住促進住宅を借り受けようとする者は、舞鶴市居住促進住宅借受申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申込むものとする。

- (1) 身分を証する書類の写し（氏名、住所及び生年月日の記載があるもの）
- (2) 納税証明書
- (3) 前各号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類

(貸付決定)

第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、舞鶴市居住促進住宅貸付決定書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、居住促進住宅の貸付ける場合において、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、居住促進住宅を借り受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸付けないことができる。

- (1) この要綱の趣旨に反して借り受けるものと認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 第4条に規定する借受資格を満たさないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、居住促進住宅の管理上支障があるとき。

(契約)

第8条 居住促進住宅の貸付けの通知を受けた者及び市長は、居住促進住宅賃貸借契約書（様式第3号）により、定期建物賃貸借契約を締結するものとする。

(貸付料等)

第9条 居住促進住宅の貸付料は別表第2のとおりとする。

2 貸付期間が1月に満たないときの貸付料は、1月の貸付料とする。

3 借受者は、毎月末日までに、その月分の貸付料を納付しなければならない。

4 既に納付された貸付料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(修繕費用の負担)

第10条 居住促進住宅の修繕に関する費用(破損ガラスの取替え等の軽微な修繕に要する費用を除く。)は市の負担とする。

2 使用者の責に帰すべき事由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、使用者は市長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(使用者の費用負担義務)

第11条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 廃棄物の処理に要する費用

(3) 第10条第1項に規定するもの以外の居住促進住宅の修繕に要する費用

(制限行為)

第12条 借受者は、居住促進住宅において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前にその理由を市長に申請し、市長がこれを認めるときは、この限りでない。

(1) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行う会場として使用すること。

(2) 興業の用に供するために使用すること。

(3) 展示会その他これらに類する催しを開催すること。

(4) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為を行う会場として使用すること。

(5) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(6) 全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。

(7) 犬、猫その他の動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬その他これに相当する動物を除く。)を飼育すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、居住促進住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、直ちに居住促進住宅から退去を命ずることができる。

(明渡し)

第13条 借受者は、居住促進住宅の貸付期間が終了したときは、通常の利用により生じた損耗を除き、居住促進住宅を原状に回復して明け渡さなければならない。

2 借受者は、前項の規定により明け渡すときは、あらかじめ当該明け渡す日を市長に申し出なければならない。

(立入り)

第14条 市長は、居住促進住宅の防火、構造の保全その他の居住促進住宅を管理するために必要があると認めるときは、借受者の承諾を得て、居住促進住宅に立ち入ることができる。

(損害賠償)

第15条 借受者は、故意若しくは過失により居住促進住宅を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に報告しなければならない。この場合において、借受者は、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第16条 市は、居住促進住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、居住促進住宅で発生した事故の責任を負わないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月9日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称	位置
倉梯町地区居住促進住宅	舞鶴市倉梯町11番地5

別表第2（第9条関係）

貸付料	備考
48,000円/月	消費税及び地方消費税を含む